

# ご存じですか？ 国や東京都による授業料支援制度

28.6.2

## ①国による授業料助成制度 = 「就学支援金」 (授業料を納めている全員が対象)

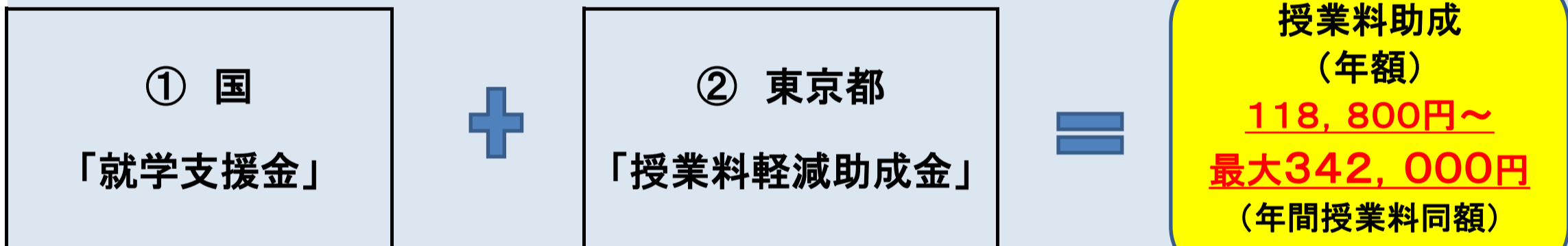
保護者の年収目安 ※4人家族をモデル世帯とした場合 (対照世帯区分)	支援金額(円)	
約250万円未満(生活保護世帯・住民税が非課税または均等割のみの世帯)	297,000	対象世帯
約250万円～約350万円未(区市町村民税が51,300円未満の世帯)	237,600	
約350万円～約590万円未満(区市町村民税が154,500円未満の世帯)	178,200	
約590万円～約910万円未満(区市町村民税が304,200円未満の世帯)	118,800	
約910万円以上(その他の世帯)	対象外	対象外

## ②東京都による授業料助成制度 = 「授業料軽減助成金」 (保護者・本人が都内在住の方が対象)

保護者の年収目安 ※4人家族をモデル世帯とした場合 (対照世帯区分)	支援金額(円)	
約250万円未満(生活保護世帯)	143,000	対象世帯
約250万円未満(住民税が非課税又は均等割のみの世帯)	95,400	
約250万円～約350万円未満(区市町村民税が51,300円未満の世帯)	135,000	
約350万円～約590万円未満(区市町村民税が154,500円未満の世帯)	107,100	
約590万円～約760万円未満(住民税が一定基準以下の世帯)	107,100	
約760万円以上(その他の世帯)	対象外	対象外

☆平成28年度から軽減額が変更になっています。

本校の場合



※全ての方が対象です。

※保護者・本人が東京都以外に在住の方は申請できません。

**注目!**

◇1年次必要となる本校の授業料その他学納金の費用合計は年額605,200円(※)。

この制度の該当世帯については、その費用が年額486,400円～263,200円となり

負担が大幅に軽減されます。

(※修学旅行積立金、副教材費・検定料等預かり金含む。2年次、3年次は各605,800円)

(ご注意・ご案内)

○毎年、申請手続きが必要となります。

○両制度とも、保護者の方への振込は12月以降になります。

○本校の授業料年額(342,000円)が最大の支援金額となります。

○授業料をお納めいただいている方が受給の対象となります。

③東京都による授業料以外の学校経費に対する助成制度＝「奨学給付金」(保護者が都内に在住)

	対象世帯区分	給付金額(円)	
A	生活保護生業扶助(高等学校等就学費)受給世帯(7/1時点)	52,600	※生活保護世帯であっても生業扶助を受給していない場合は「生活保護受給証明書」を提出していただいた上で、Bの「非課税の世帯」となります。
B	約250万円未満(住民税が非課税又は均等割のみの世帯)	138,000または67,200	※世帯の構成員の状況によって給付額が異なります。

※保護者が都外に居住されている場合には居住されている県の助成制度が適用されます。

○この他に、入学時の支払を支援するための入学支度金(200,000円)制度(要返済)もあります。

(卒業時まで200,000円を無利息で分割返済。保護者の都内在住が条件です。)

○国や東京都による支援制度につき、法令改正等により制度が変更になる場合があります。

★授業料等学納金および各種助成制度に関するご質問等は本校事務局までお気軽にお問い合わせください！(学校説明会でもご相談に応じます) 学校事務局03(3913)2323